

## 西成区役所窓口サービス課（住民情報担当）職員にかかる勤務時間変更の取扱いについて

窓口サービス課（住民情報担当）では、平成 25 年に職員の健康保持・安全衛生と超過勤務時間増加の抑制を目的に勤務時間変更を行ってきたところである。

その後令和 7 年には、業務委託事業者との契約内容変更や庁舎開庁時間に変更が生じていることを踏まえて、勤務時間変更の取扱いを見直した。

しかし新たな勤務時間制度運用後 1 年が経過する中で、窓口業務をより円滑に開始するためには、委託事業者だけでなく本務職員にも窓口開始前の準備業務を行う体制を整える必要があることが明らかになったため、令和 8 年度以降の勤務時間変更の取扱いをお願いしたい。

### 1 職場状況経過（令和 7 年協議時を再掲）

	庁舎開庁時間	委託事業者の従事時間	本務職員数
運用開始当時 （平成 25 年）	朝：8 時 30 分に全ての出入口が開放 夕方：17 時 45 分に時間外職員用の東通用口を除き閉鎖	8 時 45 分～18 時	課長 1 名 課長代理 1 名 登録 係長 4 名 係員 17 名 戸籍 係長 1 名 係員 5 名
現在	朝： <u>8 時 45 分</u> に全ての出入口が開放 夕方：17 時 45 分に時間外職員用の東通用口を除き閉鎖	<u>8 時 30 分</u> ～18 時	課長 1 名 課長代理 1 名 登録 係長 <u>3 名</u> 係員 <u>10 名</u> 戸籍 係長 1 名 係員 5 名 （計 8 名減）

### 2 現状と改善案

#### 【令和 7 年の状況】

令和 7 年の取扱い見直しの際、「委託事業者の業務開始時間が 8 時 30 分になったことで、8 時 30 分～8 時 45 分に来庁した市民対応などについて、職員対応の必要性がなくなる」との見込みにより、早出対応勤務者をなくし、全員を通常勤務に戻すこととした。

しかしながら現実には、8 時 30 分からの委託事業者の従事開始現認をはじめ、職員用業務端末・CS 端末の起動や、歳入調定準備、各種ラテラルの開錠など、窓口業務開始前に本務職員対応が必要な業務があったため、令和 7 年は職員の自主的な早朝出勤により業務に支障が生じないようにしてきたのが実情である。

#### 【改善案】

令和 7 年に設定した勤務時間帯をベースとしながら、令和 6 年以前にも取り入れた経過のある早出対応勤務形態について新設する。

具体的には、係長 1 名・係員 1 名を 1 組とし、1 週間単位のローテーション制により、勤務時間帯を 8 時 30 分～17 時（休憩 45 分）と設定することで、窓口業務を円滑に開始できるよう準備業務を行う。

なお夕方の市民対応が多くなる繁忙期には、17 時 30 分～18 時過ぎ（早出勤務者は 17 時～）の超過勤務が必要となる場合が生じるが、年度末・年度当初など転出入が多い時期に限

られることから、相互応援により対応可能である。

### 3 勤務時間を変更する職員

窓口サービス課（住民情報担当）全職員（臨時的任用職員・会計年度任用職員等を除く）

### 4 勤務時間の変更

	現行勤務時間	変更後の勤務時間
通常勤務	9時～17時30分 休憩時間 11:30～13:45のうち45分	<b>※変更なし</b> 9時～17時30分 休憩時間 11:30～13:45のうち45分
金曜日	10時30分～19時 休憩時間 13:00～13:45の45分	<b>※変更なし</b> 10時30分～19時 休憩時間 13:00～13:45の45分
遅番対応勤務	9時～17時45分 休憩時間 12:00～14:00のうち60分	<b>※変更なし</b> 9時～17時45分 休憩時間 12:00～14:00のうち60分
早出対応勤務		<b>※新設</b> 8時30分～17時 休憩時間 12:15～13:00の45分

※「遅番対応」「早出対応」とも、ローテーションにて登録係長1名・登録係員1名ずつ。

（「遅番対応」は月曜日～木曜日 金曜日は延長開庁のため不要）

※なおマイナンバー対応の会計年度職員については、令和7年度同様、次の2つの勤務時間帯でのローテーション制とする。

- ・9時～17時15分（休憩45分）
- ・9時15分～17時30分（休憩45分）

### 5 実施年月日（予定）

令和8年6月1日（月）